



## 配偶者控除・配偶者特別控除が変わりました

# 申告の際には注意しましょう！

**配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる上限額が変わりました**

今年から、配偶者控除・配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得が引き上げられました。

配偶者控除を受けられる配偶者の年収が、給与所得の場合103万円以下というのは同じですが、103万円を超えた場合でも、150万円以下であれば配偶者控除と同様に38万円の所得控除を受けることができるようになりました。

また、配偶者特別控除を受けられる給与収入の上限額が大幅に引き上げられ、201万6,000円未満になりました。

ただし、配偶者の特別控除枠は拡大されましたが、昨年までと同様に、配偶者本人の給与収入が98万円を超えると、住民税(市県民税)が発生し、103万円を超えると、所得税を支払う可能性が出てきます。また、130万円を超えると社会保険の扶養から外れ、自分で年金や保険料を負担することになるので注意が必要です。

**配偶者の年収だけでなく、本人の年収も配偶者控除の判定に必要になりました**

昨年までは、納税者本人の所得に関係なく配偶者控除・配偶者特別控除を受けることができましたが、今年から納税者本人の所得が要件に加わりました。

具体的には、納税者本人の所得が900万円超(給与所得のみの場合給与収入1,120万円超)の場合、控除額が段階的に下がります。所得1,000万円超(給与収入1,220万円超)の場合、控除を受けられないです。

所得の高い人の場合、配偶者控除が受けられなくなったり、控除額が下がったりすることによって、所得税の税額が増えることになりますので、申告の際は注意してください。

### 年末調整講習会のご案内(完全予約制)

| 日時                         | 10時～  | 14時～ | 19時～ |
|----------------------------|-------|------|------|
| 12月21日(金)                  | ③<満員> | ④    |      |
| 12月28日(火)                  |       | ⑤    |      |
| 1月11日(金)                   | ⑥<満員> | ⑦    |      |
| 1月17日(木)                   | ⑧     | ⑨    | ⑩    |
| ※⑧～⑩はレディヤン春日井1階第1会議室で開催します |       |      |      |
| 1月18日(金)                   | ⑪     | ⑫    |      |

上記の日程表で、講習会(①～⑫)の参加希望日を事前に予約してください。参加人数の関係で調整をお願いする場合があります。

※講習会に参加しない場合は、昨年同様に特別会費を徴収します。

### 税金相談員学習会にご参加ください

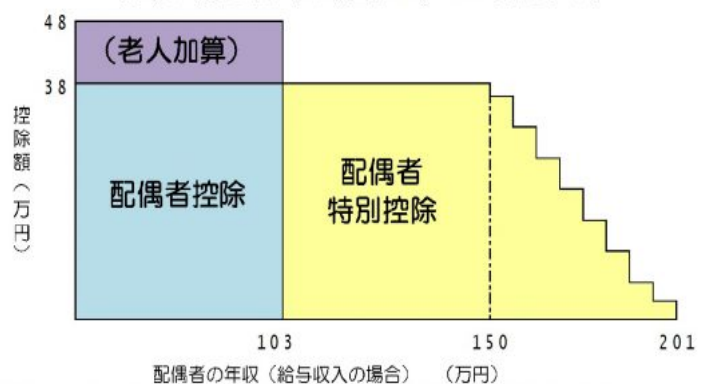
- ②所得計算の方法 1月 9日(水)
- ③確定申告書の書き方 1月16日(水)
- ④減価償却費など決算修正 1月23日(水)
- ⑤消費税申告書の書き方 1月30日(水)

いずれも19時～

レディヤン春日井1階第1会議室です

### 改正後

(給与所得者の合計所得金額 900万円以下)  
(年収(給与収入の場合)1,120万円以下)



### 年末年始の業務のご案内

事務所の通常業務は12月27日(木)までです。12月28日(金)は大掃除です。新年は1月7日(月)から業務を再開します。

#### 新春恒例 2019年新年事務所びらき

2019年1月4日(金)13時30分～  
一品持ち寄りです。どなたでも参加できます。

12月は早めの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀